

# 東広島市手話言語の認識の普及に関する条例に規定する施策を推進するための方針

令和元年12月20日策定

東広島市手話言語の認識の普及に関する条例（平成31年条例第3号。以下「条例」という。）第7条に規定する推進方針を次のとおり定めます。

## 1 手話に関する認識の普及を図るための方策に関する事項（条例第7条第2項第1号）

### （1）施策の基本的な方向

手話言語は日本語とは違う独自の言語であるということ、手話言語が母語であるろう者にとって日本語は外国語と同じように習得が難しいこと。ろう者と意思疎通をするためには、ろう者以外の者にとっても手話は必要であることなど、手話言語やろう者について、全ての市民に理解してもらい、また、手話を学ぶことは、手話言語への理解とともにろう者への理解を深める機会となることから、身近な地域や職場など日常生活の生活場面で、ろう者やろう者以外の方が手話であいさつや会話ができるような環境をめざして、手話への理解及びその普及を進めていきます。

### （2）推進施策

- ①条例啓発のパンフレットの作成・配布
- ②条例啓発の説明会や出前講座の実施
- ③市の広報紙やホームページ、イベント等を活用した手話に関する広報・周知
- ④市職員を対象とした、手話やろう者への理解についての研修
- ⑤ろうあ者専門相談員の増員

## 2 手話による意思の疎通のための知識の習得の機会の提供に関する事項（条例第7条第2項第2号）

### （1）施策の基本的な方向

ろう者が手話を使って安心して暮らすことができるように、いつでもどこでも手話で意思疎通できるような環境をめざします。

### （2）推進施策

- ①手話奉仕員養成講座の実施

- ②手話学習会への補助
- ③やさしい手話体験講座の実施

3 手話通訳者（手話によりろう者とその他の者の意思疎通を仲介する者をいう。以下同じ。）の育成、処遇の改善等に関する事項（条例第7条第2項第3号）

（1）施策の基本的な方向

ろう者とろう者以外の人を結びつける手話通訳者の役割は重要です。手話通訳者の確保及び養成を進めるとともに、手話通訳業務の意義・魅力を発信し、手話通訳者の社会的地位の向上を図ります。

（2）推進施策

- ①手話奉仕員養成講座の実施【再掲】
- ②手話通訳派遣事業における頸肩腕検診費用の補助
- ③手話検定受験料及び手話通訳者全国統一試験受験料の補助

4 市民が幼児期から手話に関心を深めることができるようするための学習の振興に関する事項

（1）施策の基本的な方向

市民が幼児期から手話やろう者への理解と意思疎通を学ぶ機会を提供するとともに、聞こえない乳幼児が手話を獲得することの重要性を学び、手話を習う場の開催をめざします。

（2）推進施策

- ① ろう乳幼児手話獲得支援事業の実施
- ② 学校等からの要望による、児童、生徒及び教職員に対する条例啓発の説明会や出前講座の実施

5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項